

○狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例

昭和 54 年 9 月 29 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、在宅心身障害者に対し、在宅心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの者及びその介護者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成元年条例 8 号・18 年 19 号〕)

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。ただし、3 級に該当する 20 歳以上の者を除く。

(2) 埼玉県の療育手帳制度による療育手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が((A))、A、B 又は C に該当するもの。ただし、B に該当する 20 歳以上の者及び C に該当する 20 歳未満の者を除く。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が 1 級に該当するもの

(4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について、最重度、重度、中度又は軽度と判定した者。ただし、中度と判定した 20 歳以上の者及び軽度と判定した 20 歳未満の者を除く。

(5) 前 4 号に掲げる者に相当すると市長が認めた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。別表において「令」という。)別表第 1 又は別表第 2 に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

2 この条例にいう「超重症心身障害児」とは、前項第 1 号に規定する障害(肢体不自由に係る障害に限る。)の程度が 1 級又は 2 級に該当する 20 歳未満の者であつて、同項第 2 号に規定する障害の程度が((A))若しくは A に該当するもの又は同項第 4 号に規定する障害の程度が最重度若しくは重度と判定されたもののうち、医学的管理が常に必要とされる規則に定める者とする。

(全部改正〔平成 21 年条例 36 号〕)

(支給要件)

第 3 条 在宅心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)は、障害者のうち市内に住所を有する者に支給する。ただし、次に掲げる者には支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。)第 17 条第 2 号及び第 26 条の 2 第 1 号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和 50 年厚生省令第 34 号)第 14 条第 3 号に規定する施設に入院し、又は入所している者

(2) 法第 17 条の規定に基づく障害児福祉手当、法第 26 条の 2 の規定に基づく特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の規定に基づく福祉手当又は規則で定める手当の支給を受けている者。ただし、超重症心身障害児は除く。

(3) 65歳以上の者。ただし、次に掲げる者は除く。

ア 65歳に達する日の前日において、既に受給資格を受けている者

イ 65歳に達する日の前日において、前2号の事由により受給資格が消滅している者で、65歳以後において当該事由に該当しなくなつたもの

(追加〔平成21年条例36号〕、一部改正〔平成28年条例29号〕)

(手当の額)

第4条 手当の額は、別表のとおりとする。

(一部改正〔平成元年条例8号・21年36号〕)

(受給資格の認定)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

(一部改正〔平成21年条例36号〕)

(支給期間)

第6条 手当は、前条の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月(認定の申請をした日がその月の初日であるときは、その日の属する月)から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、法第20条又は第21条の規定により障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給制限を受けた者が、当該支給制度の通知を受けた日から2箇月以内に前条の規定による認定の申請をした場合は、当該支給制限が開始された年の8月1日に当該申請があつたものとみなして手当の支給を開始する。

(一部改正〔昭和57年条例21号・61年18号・平成21年36号〕)

(支給時期)

第7条 手当は、毎年度9月及び3月の2期に、それぞれの当月までの分を支給するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成21年条例36号〕)

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号の一に該当するときは、消滅する。

(1) 第3条に規定する支給要件を欠いたとき。

(2) 手当の受給を辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(一部改正〔平成21年条例36号〕)

(支給制限)

第9条 手当は、受給者の前年の所得(1月分から7月分までの手当については、前々年の所得とする。)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法に規定する特別区民税を含む。以下同じ。)が課されたときは、当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年の7月分までは、支給しない。

2 手当は、受給者又は同居の親族がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

(一部改正〔平成18年条例19号・21年36号〕)

(不正利得の返還)

第 10 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受領額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(一部改正〔平成 21 年条例 36 号〕)

(届出義務)

第 11 条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当するとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、規則で定める事項に該当したとき。

2 受給者が死亡したときは、同居の親族は、速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成 21 年条例 36 号〕)

(受診命令)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し、心身障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(一部改正〔平成 21 年条例 36 号〕)

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成 21 年条例 36 号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

(20 歳以上の障害者に関する支給の特例)

2 この条例施行の際現に手当の支給要件に該当する 20 歳以上の者が、昭和 54 年 10 月 2 日から同年 12 月 28 日までに第 4 条の規定により申請をし、認定を受けたときは、第 5 条の規定にかかわらず、手当の支給を同年 10 月分から行う。

(狭山市重度心身障害児童手当支給条例の廃止)

3 狭山市重度心身障害児童手当支給条例(昭和 45 年条例第 9 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の規定による受給資格に関する経過措置)

4 この条例施行前に旧条例第 3 条第 2 項の規定によつてした受給資格の認定又はその申請は、その受給資格の認定の申請に係る保護者が、この条例施行の日から昭和 54 年 12 月 28 日までに規則で定めるところにより受給資格に係る氏名を障害者の氏名に改めることにより、当該障害者について、この条例施行の日第 4 条の規定による認定又はその申請があつたものとみなす。

(旧条例の規定によるその他の経過措置)

5 前項に規定するもののほか、この条例施行前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例又はこれに基づく規則の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和 56 年 12 月 24 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 10 月 4 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日条例第 18 号)

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という。)第 17 条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第 19 条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和 61 年 4 月 30 日までに第 4 条の申請をし、受給資格の認定を受けた場合には、第 5 条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則(平成元年 3 月 31 日条例第 8 号)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成元年 3 月以前の月分の在宅心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 25 日条例第 31 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(手当の額の特例)
- 2 改正後の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)別表第 1 項から第 5 項までに定める受給資格者の区分のいずれかに該当する者で、改正前の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例別表第 1 項から第 5 項までに定める受給資格者の区分のいずれかに該当するものの平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までの月分の在宅心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の額に係る改正後の条例別表の規定の適用については、同表中「7,000 円」とあるのは「9,000 円」とする。

(支給期間の特例)

- 3 この条例の施行の際、現に改正後の条例別表第 6 項から第 8 項までに定める受給資格者の区分のいずれかに該当する者で、平成 16 年 4 月 2 日から同年 5 月 31 日までに申請したものが、受給資格の認定を受けたときは、改正後の条例第 5 条の規定にかかわらず、手当の支給は、同年 4 月分から行う。

(経過措置)

- 4 改正後の条例別表の規定は、平成 16 年 4 月以後の月分の手当の額について適用し、同年 3 月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日条例第 19 号)

- 1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 4 条の規定による受給資格の認定を受けている者は、平成 19 年 1 月分から同年 12 月分までの在宅心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)に限り、改正後の第 8 条第 1 項の規定により手当を支給しないこととされる場合において、同項の規定にかかわらず、支給を受けることができる。この場合における別表の規定の適用については、同表中「7,000 円」とあるのは「4,500 円」と、「3,000 円」とあるのは「2,000 円」とする。
- 3 改正後の第 8 条第 1 項の規定は、平成 19 年 1 月分以後の手当について適用し、平成 18 年 12 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日条例第 36 号)

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に 65 歳以上の者で、次に掲げるものについては、改正後の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条第 3 号の規定にかかわらず、在宅心身障害者福祉手当を支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 31 日において、既に在宅心身障害者福祉手当の支給を受けているもの
 - (2) 平成 21 年 12 月 31 日において、改正後の条例第 3 条第 1 号又は第 2 号の事由により受給資格が消滅している者で平成 22 年 1 月 1 日以後において当該事由に該当しなくなったもの
 - (3) 平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例第 2 条に規定する障害者になったもの
 - (4) 平成 22 年 1 月 1 日以後において、市内に住所を有することとなり、改正後の条例第 2 条の障害者に該当し、改正後の条例第 3 条第 1 号又は第 2 号の事由に該当しない者で同年 3 月 31 日以前に他市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、改正後の条例第 2 条第 1 号に規定する身体障害者手帳、同条第 2 号に規定する療育手帳、都道府県が交付する同条第 2 号に規定する療育手帳と同種の手帳又は同条第 3 号に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下これらを「手帳」という。)の交付を受けたもの
- 3 次に掲げる者の平成 22 年 4 月以降の月分の在宅心身障害者福祉手当に係る改正後の条例別表の規定の適用については、同表中「7,000 円」とあるのは「4,500 円」とする。
 - (1) 前項第 3 号に規定する者で平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に改正後の条例別表第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けることとなったもの
 - (2) 前項第 4 号に規定する者のうち平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に他市町村において手帳の交付を受けた者で、改正後の条例別表第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けることとなったもの

附 則(平成 28 年 12 月 21 日条例第 29 号)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例第 3 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の受給資格の認定の申請から適用し、同日前の受給資格の認定の申請については、なお従前の例による。

別表(第 4 条関係)

(追加〔平成元年条例 8 号〕、一部改正〔平成 15 年条例 31 号・21 年 36 号〕)

受給資格者の区分	手当の額(月額)
1 第 2 条第 1 号に該当する者	7,000 円
2 第 2 条第 2 号に該当する者で当該障害の程度が(A)、A 又は B のもの	7,000 円
3 第 2 条第 3 号に該当する者	7,000 円
4 第 2 条第 4 号に該当する者で当該障害の程度が最重度、重度又は中度のもの	7,000 円
5 前 4 項に掲げる者に相当すると市長が認めた者	7,000 円
6 第 2 条第 6 号に該当する者	7,000 円
7 第 2 条第 2 号に該当する者で当該障害の程度が C のもの	3,000 円
8 第 2 条第 4 号に該当する者で当該障害の程度が軽度のもの	3,000 円
9 前 2 項に掲げる者に相当すると市長が認めた者	3,000 円

(注) 手当は、重複して支給しない。